

特定建設工事共同企業体(特定JV)の取扱いについて

～工事概算額20億円以上の建築一式工事又は土木一式工事～

北海道防衛局及び帯広防衛支局が発注する建設工事のうち、建築一式工事又は土木一式工事で工事概算額が10億円以上のものについては、令和5年7月以降の入札公告に付す建設工事から、以下の措置概要に記載のとおり、特定JVの代表者以外の構成員に求める要件を緩和することとしてきましたが、令和6年度以降、対象工事の工事概算額を20億円以上としましたのでお知らせします。

(対象工事)

【現行】 工事概算額が10億円以上の建築一式工事又は土木一式工事のうち、当該工事の確実かつ円滑な施工を図る必要がある工事等

【変更後】 工事概算額が20億円以上の建築一式工事又は土木一式工事のうち、当該工事の確実かつ円滑な施工を図る必要がある工事等

(措置概要)

○構成員に求める要件を次のとおりとします。

- ・特定JVの代表者：経営事項評価数値 1,200点以上
- ・その他の構成員：総合審査数値 830点以上(Bランク)

適用時期

令和6年4月以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

詳細については、各工事の「入札公告」及び「競争参加者の資格に関する公示」をご覧ください。